

令和7年度第1回 船橋市防災会議 会議録

令和7年9月22日(月)午後2時00分～午後3時05分
職員研修所601 研修室

■ 事務局（危機管理課 課長補佐）

本日はお忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
定刻となりました。

「令和7年度第1回船橋市防災会議」を開会の前に、ご出席の皆様にお伝えさせていただきます。

本日の会議は、定数43人中31人の委員の皆様にご出席をいただいております。2分の1以上の出席となりますので、「船橋市防災会議運営要領第2条第2項」の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、船橋市防災会議の会長であります、松戸 徹 船橋市長 より、ご挨拶を申し上げます。

■ 会長（市長）

本日は大変お忙しい中、令和7年度第1回船橋市防災会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

日頃より各委員の皆様には船橋市の防災行政を推進するためにお力添えをいただくと同時に、それぞれのお立場で事業の推進にご尽力いただいておりますことを、改めてこの場をお借りして御礼申し上げます。いつもありがとうございます。

去年は能登半島の地震や水害の関係で災害への対応を求められました。今年は気象面で、特に非常に暑い日が続いて、異常気象と共に地震災害や水害への対応が強く求められる、予断を許さない状況が続いていると感じております。

今年の7月には、カムチャツカ半島の地震で、津波に対する注意報が発表されました。平成27年以来10年ぶりであり、色々な懸念をしましたが、おかげさまで大きな被害を及ぼすことなく終了することができました。

船橋市におきましては、9月4日に台風15号の関係で非常に多くの雨が降り、高齢者の方々への避難レベル3を発令して、避難所を28か所開設いたしました。大きな被害ではありませんでしたが、道路冠水が50か所以上、床下浸水が1か所生じるといった状況でございました。その後も、線状降水帯の関係で、毎週のように各地で水害が発生しており、市としてもこれに対してしっかりと前に進めなくてはなりません。雨水に対して対応できる雨量が、基本的には1時間あたり50ミリとの計画がベースになっている関係で、まだまだ難しい状況が続いているところでございます。

そうした中で、本日の防災会議では今年度の総合防災訓練についてのご説明をさせていただくと共に、地域防災計画の変更についてご説明をさせていただきます。

また、市としましては、今年度大型のトイレカーの導入や、避難所の段ボールベッドの備蓄を予算措置しており、そのことについても後に説明させていただきますが、各分野の違う委員の皆様からのご意見が、市の防災行政を進める上では非常に大切なものとなっておりますので、ぜひご意見があればお出しいただければと思います。

今後も色々な形で皆様のご協力をお願いすることとなりますが、よろしくお願いいたします。

以上、御礼を兼ねたご挨拶とさせていただきます。

■ 事務局（危機管理課 課長補佐）

（事務局より、異動等に伴う新委員の紹介と配布資料の確認）

この会議では、船橋市防災会議運営要領第 2 条第 1 項により、会長が議長になることが定められておりますので、会長が議事の進行を行います。

それでは、議長お願いいたします。

■ 議長（市長）

ただ今より令和 7 年度第 1 回船橋市防災会議を始めます。

これより議事に入ります。

本日の議題は、諮問事項 1 件、報告事項 2 件です。

また、その他事項として、白石委員より講話をいただいた後、意見交換を予定しております。

はじめに、諮問事項についてです。

議案第 1 号「令和 7 年度船橋市総合防災訓練実施要綱(案)について」、事務局より説明願います。

■ 事務局（危機管理課 課長）

危機管理課長でございます。

議案第 1 号「令和 7 年度船橋市総合防災訓練実施要綱(案)について」ご説明させていただきます。

資料 1、「令和 7 年度 船橋市総合防災訓練実施要綱(案)」をご覧ください。

1. 訓練の目的です。

この訓練は、災害対策基本法や船橋市地域防災計画に基づき、大地震等の発生を想定し、市が市民と一体となって、防災活動が迅速かつ的確に実施できるよう体制の確立を図ることを目的としています。

2. 訓練実施日です。

令和 7 年 11 月 30 日の日曜日、午前 9 時から 12 時です。

3. 訓練会場です。

すべての市立小中学校と、特別支援学校高根台校舎の計 82 会場で行います。
今年度の主会場は飯山満南小学校となります。
訓練内容につきましては、後ほどご説明いたします。

4. 訓練従事者です。

避難所に配備されている市職員や訓練関係課職員、学校職員、消防職団員、市民の皆様、そして防災関係など協力団体の皆様となります。

5. 訓練想定です。

訓練当日の、午前 9 時、千葉県北西部を震源とする地震の規模はマグニチュード7.3、最大震度は 6 強の地震が発生し、市内は甚大な被害が発生している状況を想定いたします。

6. 訓練内容です。

(1) いっせい行動訓練(シェイクアウト訓練)及び避難訓練です。

午前 9 時に震度 6 強の地震が発生したと想定し、市内全域で、防災行政無線などの合図により、いっせい行動訓練(シェイクアウト訓練)を実施します。シェイクアウト訓練につきましては、自宅や職場などそれぞれの場所で安全確保行動、姿勢を低く、頭を守り、動かない、この3つの行動を取っていただきます。

その後、揺れが収まり、屋外に出ても安全上問題ないという前提のもと、訓練に参加する町会自治会の方は、避難所まで安全な経路を確認しながら避難訓練を実施します

(2) 避難所開設・運営訓練です。

主会場では、避難所運営マニュアルや、避難所の開設や運営方法を、写真やイラストで分かりやすくまとめた「避難所運営アクションシート」を使用して、避難所運営委員会が主体となって避難所開設・運営訓練を行います。その他の会場では、主会場の内容をベースに、一部図上での訓練などを検討しているところです。

(3) 避難所レイアウト確認から(8)各種啓発用展示の内容については、資料に記載の通りでございます。(3)の避難所レイアウト確認は昨年度行われていなかったもので、今年度新たに行うものです。

また、(6)ペット受入れ訓練については、昨年度は主会場のみとしておりましたが、今年度は主会場を含め5会場の複数会場で実施します。実際にペットを連れて参加していただき、専門家から同行避難の注意点等について説明を行います。

(9) 災害備蓄食料に関する訓練です。

主会場では船橋市赤十字奉仕団の方にご協力いただき、災害備蓄食料を使った災害食の調理の実演と試食を行います。

その他会場では、調理方法を紹介した資料、レシピの配布と災害備蓄食料を配布いたします。

7. その他の訓練です。

こちらは、総合防災訓練と同日に行う訓練となります。

まず一つが保健所による災害医療対策本部や病院前救護所の設置、運営訓練、今回は船橋総合病院が会場になります。

二つ目が船橋市立医療センターによる災害対策本部設置等訓練です。

三つ目が協定事業者と連携した物資供給訓練を陸路と空路を活用して実施いたします。

また、総合防災訓練とは別日となりますが、令和 7 年 12 月 5 日(金)9 時 30 分～10 時 30 分に各関係機関と市による防災 MCA 無線を使用した通信訓練及び情報伝達訓練を行います。関係機関の皆様にはすでにご案内しているところで、お忙しい中とは存じますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

8. 訓練の中止です。

訓練は雨天決行ですが、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は中止といたします。

当日の7時30分の時点で実施の可否を決定し、中止の場合には防災行政無線やメールなどを使用し、参加者に周知を行います。

9. 安全管理、10. 主催については、記載のとおりです。

最後になりますが、関係機関の皆様には、個別で訓練のポスターの掲示についてお願いをしておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

以上で、議案第 1 号「令和 7 年度船橋市総合防災訓練実施要綱(案)について」、ご説明を終わらせていただきます。

■ 議 長（市長）

ただ今、説明のありましたことについて、各委員の皆様方からのご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

なお、ご発言に際しては、挙手をして、お名前をお願いいたします。

（意見等なし）

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見等が無いようですので、本案につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございます。

挙手全員でありますので、本案は承認されました。

諮問事項は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。

報告事項 1 「船橋市地域防災計画の修正予定について」、事務局より説明願います。

■ 事務局（危機管理課 課長）

はい、事務局でございます。

引き続き、ご説明させていただきます。

関係資料は、資料2「令和7年度船橋市地域防災計画 主な修正概要」でございます。

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、船橋市防災会議が作成する計画とされております。

今年度の、地域防災計画本編及び資料編において修正を予定している箇所について、事前に共有させていただきます。

今回の修正は、現在の地域防災計画について、令和7年4月に行われた行政組織の改正及び令和6年能登半島地震を踏まえた国の防災基本計画に係る修正等を反映するものです。

本日は資料2「令和7年度船橋市地域防災計画 主な修正概要」を用いて、ご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

まず、1. 市行政組織の改正に伴う修正でございます。

お手元の資料のとおり市の組織の一部が改正となりました。それに伴い、災害対応班等修正が必要な箇所がございますので、修正を行います。

次に、2. 国の防災基本計画の改正に伴う修正でございます。

防災基本計画は、災害対策基本法の規定に基づき中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画でございます。

最近の施策の進展や令和6年能登半島地震を踏まえた修正が行われたところです。この修正を受け、市が実施する災害対応の方針等について主に4点、修正を行います。

一つ目は、『① 避難所の良好な生活環境の確保』です。

市では避難所の簡易ベッドについて、発災当初より、良好な生活環境を確保するため、今年度、宿泊可能避難所と、福祉避難所として指定されている福祉施設で使用する一定数の段ボールベッドを、拠点となる施設や福祉施設に配備することとしたので、このことについて明記します。

続いて、快適なトイレ環境の確保についてです。今年度、新たにトイレカーを配備することを記載します。

二つ目は『② 避難所におけるペットの受入』です。

本市では、避難所へのペットの同行避難を行う上でのルール等について、飼い主や避難所等の運営者などに事前周知を図ることを目的としてハンドブックを作成しております。こ

の度、本ハンドブックを獣医師会など関係者の皆様の協力を得て改訂いたしましたので、より幅広く市民へ周知することを記載します。

三つ目は『③ 応援職員等の宿泊場所の確保』です。

本市が被災地となった場合、市外からの応援職員の宿泊場所は、応援側が確保することを基本としておりますが、発災後は宿泊場所の確保は困難となることから、本市においても、市内のホテル等についてあらかじめリスト化することで、迅速な情報提供を行うことを記載します。

四つ目は『④ 災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣要請』です。

避難所の防疫・衛生活動の一環として、必要に応じて災害医療対策本部から、災害時感染制御支援チーム(DICT)や、避難所等での健康危機管理を担う災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣を要請する旨を記載します。

続いて、3 ページにまいります。3. その他市の対応方針の変更等に伴う修正でございます。

防災基本計画の変更のほか、市の対応方針の見直しや事業制度の変更に伴い、主に5点修正を行います。

一つ目は『防災行政無線(固定局)の整備』です。

防災行政無線について、災害時の情報伝達手段のさらなる強化と老朽化した鋼管柱(ポール)の更新を目的として、高性能スピーカーの導入や配置箇所の適正化のための整備を行うことにより、防災行政無線の聴取困難地域の解消を図っていくことを記載します。

二つ目は『家具転倒防止器具の設置費用の補助制度』です。

令和7年7月1日より、災害時に高齢の人や障害のある人の安全を確保するため、家具などの転倒防止器具設置費用の補助を開始しましたので、当該事業について記載します。

三つ目は『ヘリコプター臨時離発着場適地の拡充』です。

現在、大規模災害時の支援物資等の運搬にかかるヘリコプター臨時離発着場の適地について14か所を位置づけておりますが、さらに宿泊避難所に指定されている市立の小・中学校及び市立高等学校、特別支援学校をヘリコプター臨時離発着場適地として既存の施設と合わせて合計95か所を指定することとし、一覧に反映します。

四つ目は『安心登録カード事業の制度変更に伴う修正』です。

安心登録カードは「平時の見守り活動」を主軸とした事業へ改訂されたことを受け、記載内容を修正します。

五つ目は『南海トラフ地震関連情報発表時の職員参集基準の見直し』です。

令和7年3月、政府の中央防災会議により、南海トラフ地震が発生した場合の被害想定の見直しが行われました。

この想定を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報発表に係る参集基準及び配備体制基準の一部見直しを行います。

続いて、4 ページにまいります。4 『土砂災害(特別)警戒区域等の指定に伴う修正』でございます。

土砂災害(特別)警戒区域は、県において土砂法に基づき基礎調査を実施し、土砂災害が発生するおそれのある区域として指定されるものです。令和7年に区域が新たに指定されたことに伴い、所要の修正を行います。

一つ目として、令和7年に新しく指定された土砂災害(特別)警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を反映します。土砂災害警戒区域は 191 か所、急傾斜地崩壊危険区域は4か所になります。

二つ目は土砂災害(特別)警戒区域の指定を受け、避難確保計画の作成義務等が生じる要配慮者利用施設を調査し、該当施設がある場合には計画に追加を行います。

次に、5 『内水氾濫からの避難が可能な一時避難場所の指定に伴う避難施設一覧の修正』でございます。

令和6年8月に水防法に基づく、雨水出水浸水想定区域が指定されましたことを受け、大雨で排水できなくなった雨水がマンホール、側溝や水路等から溢れて発生する浸水(内水氾濫)から一時的に避難するための指定緊急避難場所(一時避難場所)を指定いたしましたので一覧に反映します。

最後に、今後の地域防災計画の修正に係るスケジュールと防災会議委員の皆様へのご依頼事項でございます。

5ページをご覧ください。

地域防災計画の修正に係るスケジュールについては、市の庁内各課に6月と8月に照会を行い、修正を反映させた案を本日概要としてご説明しております。防災会議委員の皆様には、10月上旬に意見照会をEメール等で行います。その後、12月上旬に市議会へ報告、12月中旬に、パブリックコメントを1か月程度行います。

パブリックコメント等でいただいた意見を反映後、第2回の防災会議において承認いただいた後に、施行といたします。

以上で、報告 1 「船橋市地域防災計画の修正予定について」、ご説明を終わらせていただきます。

■ 議 長(市長)

ただ今、説明のありました報告事項について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

■ 早川委員（船橋市自治会連合協議会）

ただいまの地域防災計画の大筋としては、特別異義があるものではございません。

避難所における生活環境の確保についてですが、昨今の能登半島地震の事例では、避難所での災害関連死が166名にのぼると伝えられています。

私は平成24年から地元小学校で避難所運営委員会を立ち上げて活動に取り組んでいますが、いくつかの課題の中で、いかに災害関連死を防ぐかが大きな課題の一つになっています。

危機管理課でもご検証いただいていると思いますが、どういう原因でどういう状況で災害関連死が発生しているのか。また、これを防止するにはどのような対策を講じておられるのか、あるいは講じていく必要があるのか、教えていただけますか。

■ 事務局（危機管理課 課長）

事務局でございます。

避難所での災害関連死の問題ですが、市としては災害関連死の防止を推進していかなければならないと考えております。

原因としてよく言われているのが、トイレ問題、食事問題、ベッド問題で、よくTKBと言われます。アルファベットの頭文字をとって、Tはトイレ、Kはキッチン、温かい食べ物、Bはベッドになります。

トイレ問題に関しては、昨年度携帯トイレを拡充しており、マンホールトイレの整備も行っているところです。

B(ベッド)を先にお話しさせていただきますと、今までは主に協定での調達を想定していた段ボールベッドを、あらかじめ一定数ですが、今年度備蓄を行うところです。

食事(K)について、温かい食べ物を確保することは難しいですが、今まで備蓄の中になかったカセットコンロや鍋、やかんを配備し、ミルクの湯せんやお湯を沸かすことなどに活用します。また、能登半島地震でキッチンカーの活躍なども見られましたので、事業者と連携することを模索しています。

説明は以上です。

■ 早川委員(船橋市自治会連合協議会)

ありがとうございます。

■ 議長(市長)

他にございませんでしょうか。

■ 辻岡委員(国立研究開発法人防災科学技術研究所)

2025年(令和7年)7月に災害対策基本法の一部改正に伴い、災害救助法の中に福祉サービスの提供が追加されました。それに関して福祉サービスの提供など福祉的な支援については、こちらにも記載されていますが、これ以外にも何か重点を置かれるものがあれば教えていただきたいというのが1つめの質問です。

もう1点は、応援職員等の宿泊場所の確保ということで、宿泊施設等の確保を検討されているとのことですが、昨年度、私も防災訓練に参加させていただいたところ、執務スペースの確保も重要になってくると考えております。その点について、ご検討されていることがあれば教えていただければと思います。

■ 事務局（危機管理課 課長）

事務局でございます。

まず1点目の福祉的支援についてですが、現時点で地域防災計画上の修正は予定しておりませんが、本市で福祉的支援で課題となっているのが個別避難計画の策定です。こちらは福祉部門で取り組んでいますが、策定が進んでいない中、今年度から地域福祉課で、福祉の関係部署で構成される作業部会を立ち上げて進めているところです。

2点目の応援職員の執務場所についてですが、執務室として確保しているスペースが少ないのが現状ですが、本庁舎であれば大会議室やその他の会議室、本日会議を行っているこちらの研修所などが使用可能であれば、災害の状況にもよりますが、執務室として活用することも想定しています。

以上となります。

■ 辻岡委員(国立研究開発法人防災科学技術研究所)

ありがとうございます。

■ 議長(市長)

他にありますでしょうか。

（意見等なし）

他にないので、続いて、報告事項2に移ります。

「船橋市の災害対策に係る主な取り組みについて」、事務局より説明願います。

■ 事務局（危機管理課 課長）

事務局でございます。引き続き、ご説明させていただきます。

災害対策に関し、今年度市が実施している、又は、実施予定の事業について、主なものを報告させていただきます。

資料3「令和7年度 船橋市の災害対策に係る主な取り組みについて」をご覧ください。

はじめに、避難所等に必要な備蓄品の新規備蓄でございます。

先ほど、地域防災計画の修正でもご説明しましたが、宿泊可能避難所や福祉施設の福祉避難所において配慮が必要な方、高齢者や障害をお持ちの方が避難所開設当初から使用できるよう、新たに段ボールベッドを配備するとともに、あわせて福祉施設の福祉避難所に紙管パーティションの配備を行う予定です。

続いて、トイレカーの導入でございます。こちら、地域防災計画の修正でご説明したとおりです。

令和6年能登半島地震では、停電・断水が発生し、トイレ等の衛生環境が十分に確保できませんでした。

快適なトイレの確保は、災害関連死を防ぎ、避難者等の健康や安心を確保することにつながることから、車いすの方でも使用できるユニバーサル仕様の大型のトイレカーを新たに配備します。

災害時には避難者や応援職員等が使用しますが、平時においても、総合防災訓練等で展示し、周知啓発に活用することや、被災地への災害派遣でも使用することを想定しています。

続いて、家具転倒防止器具設置費用の補助でございます。こちら、地域防災計画の修正で触れさせていただきました。

令和7年7月1日より、要支援または要介護の認定を受けている高齢者や重度障害者のみの世帯等を対象に、家具などの転倒防止器具を設置する費用についての補助を開始しております。

続いて、衛星通信機器(スターリンク)の整備でございます。

災害時に、通信インフラが停止した状況であっても、正確な情報が迅速に相互共有できるよう、災害医療対策本部である保健福祉センター、災害拠点病院である医療センター及び9つの災害医療協力病院に新たに衛星通信機器を整備いたします。

続いて、既存建築物耐震診断・改修等助成でございます。

能登半島地震による甚大な住宅被害等を鑑み、住宅の被害を軽減するため、令和6年度に木造住宅耐震診断助成事業及び木造住宅耐震改修助成事業の助成上限額の引き上げを実施したところですが、令和7年度より、木造住宅耐震改修の助成上限額を100万円から115万円にさらに引き上げを行いました。

続いて、危険コンクリートブロック塀等撤去助成でございます。

地震によるコンクリートブロック塀等の倒壊被害を防止するため、危険なコンクリートブロック塀の撤去に要する費用について、助成上限額を10万円から通学路や緊急輸送道路沿いが30万円に、その他の道路沿いが20万円に引き上げました。

最後に、災害対応に係る各種実働訓練の実施でございます。

災害対応訓練として、先ほど議題としてお諮りしました11月実施予定の総合防災訓練の他に、まず、9月2日に津波避難訓練を実施しました。

今回の津波避難訓練は、津波の被害が発生すると予想されている南部の湊町地区にて実施しました。湊町小学校の児童や教員、小学校周辺の自治会及び関係機関と共に、津波一時避難施設でもあります湊町小学校までの避難経路の確認や防災講話等を行いました。参加者は、関係機関の皆様を含めて、約500名の方にご参加いただきました。

続いて、11月に実施予定の帰宅困難者等対策訓練についてです。

昨年度は、西船橋駅周辺で実施しましたが、今年度の訓練は、船橋駅周辺のJR、京成、東武、3線の船橋駅と、東葉高速東海神駅の4駅において、発災時を想定した各駅での帰宅困難者の一時保護と帰宅困難者支援施設の開設運営訓練を実働で実施する予定です。

帰宅困難者支援施設としては、市民文化ホールと、協定を締結しているホテルフローラ船橋が対象となります。

訓練の実施機関の他、防災会議の各機関の皆様にも、帰宅困難者役としてご参加いただけたらと思いますので、ご参加いただくことが可能でしたら、ご一報いただければ幸いです。

災害対策に係る主な取り組みのご紹介については、以上でございます。

■ 議 長(市長)

ただ今、説明のありましたことについて、各委員の皆様方からのご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

(意見等なし)

本報告事項については、以上といたします。

続いて、その他「千葉県における台風」へ移ります。

今回は、銚子地方気象台 台長の白石委員より、台風と千葉県における過去の被害についてお話しいただきます。

それでは、白石委員、お願いいたします。

(白石委員による防災講話「千葉県における台風」)

■ 議 長(市長)

本日の会議の次第については以上となります。

これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議を頂き、誠にありがとうございました。それでは、進行を事務局へ戻します。

■ 事務局（危機管理課 課長補佐）

(各種事務連絡)

以上で散会といたします。

本日は業務ご多忙の中ご参加を賜り、誠にありがとうございました。